

青森県報

第千四百号

令和八年
八月十四日
(金曜日)

目次

告 示

○特定第二号漁業者の漁獲・特定養殖共済加入義務の発生… (水産振興課) … 一

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任… (上北農林水産事務所) … 一

○凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札… (上北農林水産事務所) … 二

公安委員会

○警備員の検定合格者審査の実施… (生活安全課) … 四

告 示

青森県告示第四百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

発起人の住所及び氏名（名称）

三沢市港町一丁目一六

協栄漁業生産組合

三沢市港町一丁目一六

北栄漁業生産組合

区 域

三沢区域
三沢市漁業協同組合の地区

区 分

小型定置漁業と内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてさけ・はますをとる漁業（以下「さけ・はます定置漁業」という。）を併せ営む漁業

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年八月十四日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

役員の 区別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	一戸 辰夫	三沢市六川目四丁目一〇七	令和 八・七・三就任
〃	浦田 忠博	塩釜四丁目四八の一七	〃
〃	千葉 準一	高野沢二丁目四八三	〃
〃	松館 暁	富崎二丁目四二五七	〃
〃	小向 勲	六川目八丁目三四の二九七	〃
〃	細越 利雄	新森一丁目二の一	〃
〃	久田 稔	大字三沢字庭構四三八三の一	〃

〃	監 事	織笠 幸子	〃	谷地頭二丁目六九五の二	〃
〃	〃	中村 均	〃	細谷三丁目一〇一の六六一	〃
〃	〃	赤沼 弦	〃	新森二丁目一の六	〃
〃	〃	田中 継美	〃	塩釜三丁目一四五の二二九	〃
理 事	一戸 辰夫	〃	〃	六川目四丁目一〇七	ハ・セニ退任
〃	浦田 忠博	〃	〃	塩釜四丁目四八の一七	〃
〃	田中 茂	〃	〃	織笠四丁目二六一七の一	〃
〃	新堂 浩	〃	〃	大字三沢字庭構四三八六	〃
〃	沼邊 政彦	〃	〃	新森一丁目七の五	〃
〃	千葉 準一	〃	〃	高野沢二丁目四八三	〃
〃	松館 暁	〃	〃	富崎二丁目四二五七	〃
監 事	宮古 隆	〃	〃	織笠二丁目二五五八	〃
〃	中村 均	〃	〃	細谷三丁目一〇一の六六一	〃

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年八月十四日

青森県上北県土整備事務所長 澤 里 秀 典

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤（塩化ナトリウム） 千トン程度

二 納入期間

令和八年十一月一日から令和九年三月三十一日まで

三 納入場所

青森県上北県土整備事務所管内除雪業務受注者の事業所
入札に参加する者に必要な資格

四

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

2 令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は令和八年五月二十七日青森県告示第三百三十一号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の期限及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和八年九月七日までに青森県上北県土整備事務所長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

(三) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

十和田市西十二番町二〇の一

青森県上北県土整備事務所建設管理課

電話 〇一七六一二二三四三一

4 提出部数 各一部(当該申請書等については、入札説明書による。)

六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

十和田市西十二番町二〇の一二

十和田合同庁舎三階 青森県上北県土整備事務所建設管理課

電話 〇一七六―二三―四三一一

2 入開札の日時及び場所

(一) 日時

令和八年九月二十五日 午後二時三十分

(二) 場所

十和田市西十二番町二〇の一二

十和田合同庁舎三階 B会議室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。(入札書の提出先、到着期限、提出方法の詳細については入札説明書による。)

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
1, 000t,

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

2 Delivery Period:

From November 1, 2026 to March 31, 2027

3 Time limit for tender:

2:30 P.M. September 25, 2026

4 Contact Point for the notice:

Aomori Prefectural Government Kamikita

Land and Infrastructure Office

20-12 Nishi12-bancho

Towada City, Aomori 034-0093

JAPAN

TEL 0176-23-4311

公安委員会

青森県公安委員会告示第百五号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

令和八年八月十四日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

令和八年九月二十四日（木）午後一時から午後四時まで

2 場所

青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であって旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査

常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査

交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十人

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

令和八年八月二十四日(月)から同月二十八日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者の住所を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のすべてを、それぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの)一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 ○一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
定価小口一枚二付二十四円九十五銭	毎週月・水・金曜日発行